

事 務 連 絡  
平成19年5月31日

各都道府県介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局老人保健課

「療養病床転換支援策（施設基準に係る経過措置等）等関係Q & A」の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「療養病床転換支援策（施設基準に係る経過措置等）等関係Q & A」を作成いたしましたので送付いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

照会先 厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係 TEL 03-5253-1111 (3949)
--

**【療養病床を介護老人保健施設等に転換する場合の施設基準等に係る経過措置関係】**

問1 療養病床等を転換して介護老人保健施設を開設する際における療養室の面積に係る経過措置の適用範囲如何。例えば、転換の際に増築した療養室についてもこの経過措置は適用されるのか。

(答)

- 1 療養病床から介護老人保健施設等への転換を促進する観点から、当該転換を行う場合に限り、介護老人保健施設等の施設基準等を緩和する経過措置を設けた。
- 2 療養病床等を介護老人保健施設に転換する場合の療養室の面積に係る経過措置の対象は、
  - ① 転換の際に、療養病床の病室をそのまま介護老人保健施設の療養室とした場合に加え、
  - ② 転換の際に、増築を行い療養室を設置した場合（サテライト型小規模介護老人保健施設を設置した場合を含む。）や、
  - ③ 転換の際に、改築を行い療養室を設置した場合（建物を建て替えた場合を含む。）も含まれるものである（別紙1参照）。
- 3 なお、療養室の面積に係る経過措置は平成24年3月31日までの措置であり、平成24年4月1日以降は、療養室の面積は1人当たり8㎡以上を満たす必要がある。
- 4 また、機能訓練室、食堂及び廊下幅に係る経過措置についても、平成24年3月31日までに転換を行い改築・増築した場合には、同様の考え方により経過措置を認めるものであるが、本経過措置は、平成24年4月1日以降も引き続き適用されるものである。

問2 療養病床等を転換して介護老人保健施設を開設した後、更なる増築又は改築を行い設けた療養室についても、平成24年3月31日までであれば、一人当たりの面積は6.4平方メートルでよいか。

(答)

- 1 転換後の増築又は改築については、本経過措置は適用せず、療養室の面積は1人当たり8㎡を満たす必要がある。

問3 療養病床等を有する診療所から転換した介護老人保健施設等に係る食堂・機能訓練室の面積基準の経過措置は、2類型用意されたがその趣旨如何。

(答)

1 療養病床等を有する診療所（19床以下）から転換した介護老人保健施設又は介護老人福祉施設に係る食堂・機能訓練室の面積基準においては、

- ① 「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」
- ② 「機能訓練室が40㎡以上及び食堂が1人当たり1㎡以上」

の2類型の経過措置を設けた。

2 診療所は19床以下という施設規模から、介護老人保健施設等に転換する場合、

- ① 基本的には「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」を選択することが想定されるが、
- ② 転換の際に改築・増築等を行い、入所定員数を増やす場合等にも転換を円滑に進められるよう、「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」であってもよいこととした（別紙2参照）。

問4 今般、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号）の一部が改正され、療養病床等の転換によりサテライト型小規模介護老人保健施設を開設した場合、「機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りること」とされたが、その趣旨如何。

(答)

- 1 療養病床の再編成を進める観点から、療養病床等の転換により開設されたサテライト型小規模介護老人保健施設における機能訓練室については、本体施設の機能訓練室と共用することで差し支えないとした。
  
- 2 具体的には、本体施設の機能訓練室の面積が
  - ① 本体施設の基準上必要な面積と、
  - ② サテライト型小規模介護老人保健施設の基準上必要な面積の合計を上回っている場合に、機能訓練室の共用を認めるものである。
  
- 3 また、本体施設の機能訓練室の面積が、
  - ① 本体施設の基準上必要な面積と、
  - ② サテライト型小規模介護老人保健施設の基準上必要な面積の合計を上回っていない場合であっても、本体施設の入所者とサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の使用時間を分ける（午前は本体施設、午後はサテライト型小規模介護老人保健施設が使用する等）ことにより、機能訓練室の共用を認めるものである。

問5 療養病床の廊下幅の基準では、壁から内法によるものとしているのに対し、介護老人保健施設の廊下幅の基準では、壁からではなく手すりから内法によるものとしているところ。療養病床から介護老人保健施設に転換する際には緩和措置はないのか。

(答)

- 1 療養病床と介護老人保健施設における廊下幅の測定方法の違いを踏まえ、今般、療養病床等の転換により開設された介護老人保健施設に係る廊下幅にあつては、転換を円滑に進める観点から、壁から内法により測定した幅でよいこととする。
- 2 ただし、その場合であっても、手すりは設けなければならない。

【「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」関係】

問6 病床の転換に伴い、病院又は診療所と介護老人保健施設等が併設する場合には、その施設や設備について共用が広く認められる旨の通知が出されたが、建物内の出入り口や廊下幅、エレベーター等の共用も認められるか。

(答)

- 1 今般、「病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」（医政発第0531003号・老発第0531001号）により、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設等が併設する場合には、病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室を除き、施設及び設備の共用を認めることとしたところであり、病院又は診療所と介護老人保健施設等が共存する建物であっても、階段、エレベーター、出入り口等の共用についても認められることとした。
- 2 この場合、例えば、機能訓練室の利用に際しては、時間帯を分けてサービス提供を行う等、病院又は診療所の患者と介護老人保健施設等の入所者の処遇に支障がないように取り扱わなければならない。渾然一体としたサービス提供は認められない。

問7 病床の転換に伴い、病院又は診療所と介護老人保健施設等が併設する場合には、その施設や設備について共用が広く認められる旨の通知が出されたが、当該通知中の「表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること」の趣旨如何。

(答)

- 1 「表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等の区分を可能な限り明確にすること」の趣旨は、例えば、
  - ① 共用が認められない病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室については、
    - ・ 表示等により、病院又は診療所のものであるのか、介護老人保健施設等のものであるのかの区分を明確にするとともに、
    - ・ 病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室を交互に配置するのではなく、それぞれを可能な限り集合させることとし、
  - ② 共用が認められる機能訓練室や食堂においては、それぞれの利用時間帯を表示することなどにより、病院又は診療所の患者と介護老人保健施設等の入所者に対し、渾然一体としたサービス提供が行われることのないようにする趣旨である。
  
- 2 したがって、本通知で認められる施設等の共用を妨げるものではなく、例えば、階段、エレベーター、廊下等を共用することとした場合、病院又は診療所の患者と介護老人保健施設等の入所者が常に共用するものであることから、こうした施設等については、必ずしも表示により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を明確にすることまでは求められない。



## 【その他関係】

問8 居宅サービス計画を新規に作成する場合等、作成文書に関し、利用者又はその家族に対して説明し同意をとることを、算定要件として定めているものについては、利用者の家族に対してのみ説明し、同意をとることで足りると解してよいか。

(答)

居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る必要があることとされているが、介護保険制度の基本的な考え方は、「本人の選択を基本に、それを専門家が支える」ものであり、本人の同意が望ましいものと考えている。

## 療養病床を老健施設へ転換した場合の経過措置の適用について

## ① 転換により病室を療養室とした場合

○ 老健施設への転換に際し、病室をそのまま老健施設の療養室とした場合、転換する部分について経過措置を適用。

療養病床  
60床

転換

転換老健  
45人

## ② 転換の際に老健を増築した場合

○ 老健施設への転換に際し、療養室を増築した場合、増築した部分についても経過措置を適用

療養病床  
60床

転換

転換老健  
45人

老健(新築分)  
15人

## ③ 転換に際に改築した場合

○ 老健施設への転換に際し、建物を新たに建て替えた場合、改築した部分についても経過措置を適用。

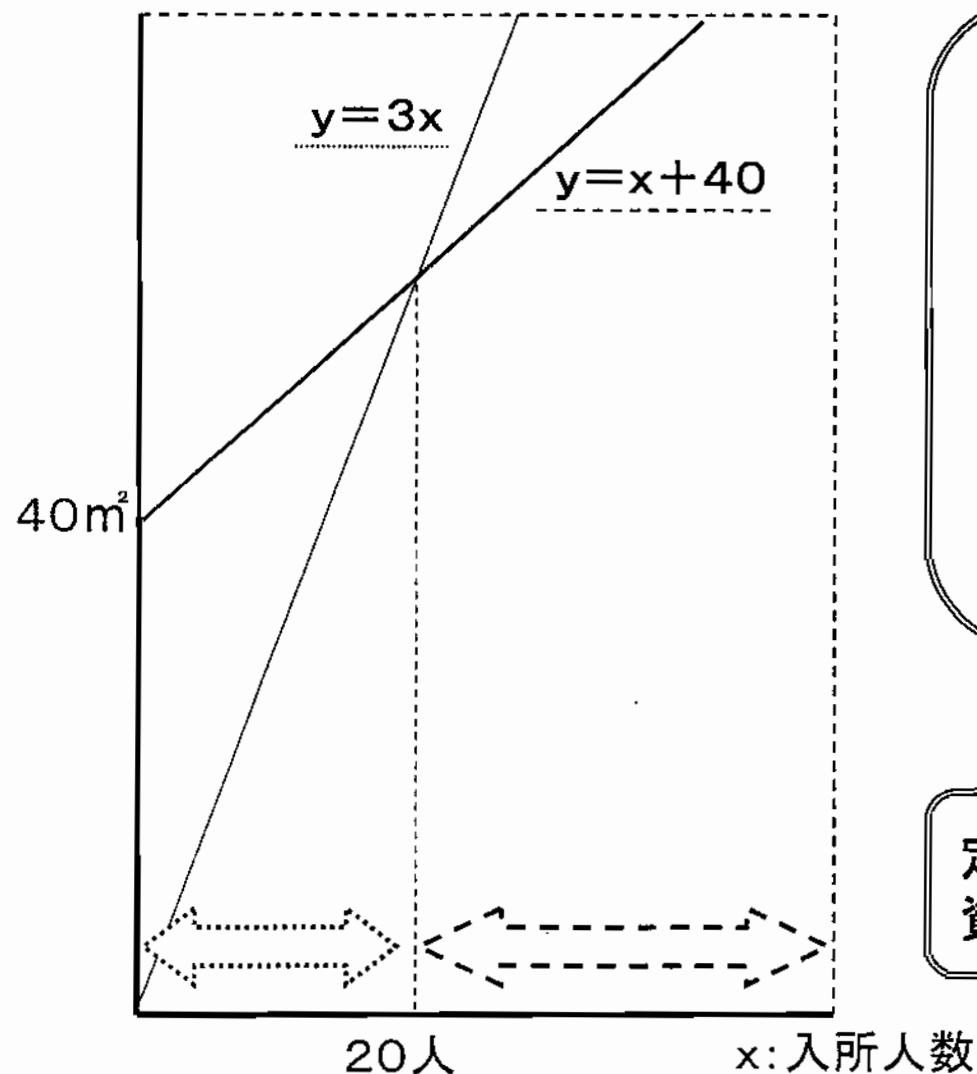
~~療養病床  
60床~~

建替

老健  
60人

療養病床を有する診療所を老健施設に転換する場合の  
食堂・機能訓練室の面積基準の経過措置について

y: 面積 (m<sup>2</sup>)



- 「食堂＋機能訓練室の面積基準は3 m<sup>2</sup>/人以上」の場合は「 $y=3x$ 」と考える。  
→ 定員規模20人より小さな施設への転換に有利。
- 「機能訓練室が40m<sup>2</sup>以上＋食堂が1 m<sup>2</sup>/人以上」の場合は「 $y=x+40$ 」と考える。  
→ 定員規模20人より大きな施設への転換に有利。

定員規模に合わせて、より円滑な運営に資する面積基準を選択することが可能。